

光峰苑 利用料金一覧

令和元年10月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	559	36	4	8	13	620	0	300	920	27,600
	第2段階	559	36	4	8	13		370	390	1,380	41,400
	第3段階	559	36	4	8	13		370	650	1,640	49,200
	第4段階	559	36	4	8	13		855	1,392	2,867	86,010
要介護2	第1段階	627	36	4	8	13	688	0	300	988	29,640
	第2段階	627	36	4	8	13		370	390	1,448	43,440
	第3段階	627	36	4	8	13		370	650	1,708	51,240
	第4段階	627	36	4	8	13		855	1,392	2,935	88,050
要介護3	第1段階	697	36	4	8	13	758	0	300	1,058	31,740
	第2段階	697	36	4	8	13		370	390	1,518	45,540
	第3段階	697	36	4	8	13		370	650	1,778	53,340
	第4段階	697	36	4	8	13		855	1,392	3,005	90,150
要介護4	第1段階	765	36	4	8	13	826	0	300	1,126	33,780
	第2段階	765	36	4	8	13		370	390	1,586	47,580
	第3段階	765	36	4	8	13		370	650	1,846	55,380
	第4段階	765	36	4	8	13		855	1,392	3,073	92,190
要介護5	第1段階	832	36	4	8	13	893	0	300	1,193	35,790
	第2段階	832	36	4	8	13		370	390	1,653	49,590
	第3段階	832	36	4	8	13		370	650	1,913	57,390
	第4段階	832	36	4	8	13		855	1,392	3,140	94,200

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、8.3%が加算されます。

Ⅰ) 要介護5 の場合： 893単位 × 30日（利用日数） × 8.3% = 2,224円/月（単数は四捨五入）

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・生活保護受給者、境界層該当者（境界層該当証明証等添付） ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超えます。	・上記（第1～3段階）以外の方

光峰苑 利用料金一覧

令和元年10月1日より

第4段階対象者用

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	1割負担	559	36	4	8	13	620	855	1,392	2,867	86,010
	2割負担	1,118	72	8	16	26	1,240	855	1,392	3,487	104,610
要介護2	1割負担	627	36	4	8	13	688	855	1,392	2,935	88,050
	2割負担	1,254	72	8	16	26	1,376	855	1,392	3,623	108,690
要介護3	1割負担	697	36	4	8	13	758	855	1,392	3,005	90,150
	2割負担	1,394	72	8	16	26	1,516	855	1,392	3,763	112,890
要介護4	1割負担	765	36	4	8	13	826	855	1,392	3,073	92,190
	2割負担	1,530	72	8	16	26	1,652	855	1,392	3,899	116,970
要介護5	1割負担	832	36	4	8	13	893	855	1,392	3,140	94,200
	2割負担	1,664	72	8	16	26	1,786	855	1,392	4,033	120,990

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、8.3%が加算されます。

Ⅰ) 要介護5 の場合： 893単位 × 30日（利用日数） × 8.3% = 2,224円/月（単数は四捨五入）

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、境界層該当者（境界層該当証明証等添付） 市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記（第1～3段階）以外の方